

株式会社 LIS

地域密着型通所介護・総合事業

りすデイサービス富士見通り 運営規程

(事業の目的)

第1条 営利法人株式会社 LIS が開設する、りすデイサービス 富士見通り（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護・総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護・総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 りすデイサービス 富士見通り
- 2 所在地 東京都三鷹市井口 5-1-41 ジェニファービル 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

単位 1

1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 通所介護従事者 生活相談員 1人（常勤専従 1名）

介護職員 2人（常勤兼務 1名、非常勤専従 1名）

通所介護従事者は、地域密着型通所介護・総合事業の業務にあたる。生活相談員は、地域密着型通所介護・総合事業の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1人（常勤専従 1名） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 運転手 2 人（兼任） 利用者の送迎を行う。

単位 2

1 管理者 1 人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 通所介護従事者 生活相談員 1 人（常勤専従 1 名）

介護職員 2 人（常勤兼務 1 名、非常勤専従 1 名）

通所介護従事者は、地域密着型通所介護・総合事業の業務にあたる。生活相談員は、地域密着型通所介護・総合事業の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1 人（常勤専従 1 名） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 運転手 2 人（兼任） 利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、8 月 13 日～15 日と 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。

また、祝日は休業日とするが、月内の同じ曜日に 2 階祝日があった場合、最初の祝日については営業とする。

2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

◎単独通所介護 サービス提供時間帯	単位 1	午前 9 時から午後 12 時 05 分	10 人
	単位 2	午後 1 時 55 分から午後 5 時 00 分	10 人

（地域密着型通所介護・総合事業の提供方法、内容）

第 7 条 地域密着型通所介護・総合事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う

3 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

4 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

送迎、移動、移乗動作の介助

5 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 地域密着型通所介護・総合事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく地域密着型通所介護・総合事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 地域密着型通所介護・総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する

2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、地域密着型通所介護・総合事業を提供した際には、その提供日・内容、当該地域密着型通所介護・総合事業について、介護保険法第42条の2第6項または法第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護・総合事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 地域密着型通所介護・総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該地域密着型通所介護・総合事業が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越

えて通所介護を提供する場合の利用料、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 地域密着型通所介護・総合事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の実業の実施地域)

第12条 通常の実業の実施地域は、三鷹市・武蔵野市とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(運営推進会議の開催)

第14条 6か月に1回、利用者、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等に対し提供しているサービス内容等を明らかにする運営推進会議を開催する。

(緊急時等における対応方法)

- 第15条 通所介護従事者等は、地域密着型通所介護・総合事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 地域密着型通所介護・総合事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第16条 地域密着型通所介護事業所・総合事業は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第17条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、

体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

- 第19条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第20条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第22条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 地域密着型通所介護・総合事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

- 4 この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備し、その完結した日から5年間保存する。
- 5 提携医療機関を下記の通りに定める。

武蔵野市境南町 4-1-15(当デイサービスセンターより徒歩 8 分)

武蔵境病院附属 あんずクリニック

0422-50-9770

- 6 この規程に定める他、運営に関する重要事項は、株式会社 LIS と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月2日から施行する。

この規程は、令和4年11月2日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【料金表】 利用者は介護報酬の1割、2割又は3割を事業者へ支払います。

◆地域密着型通所介護 利用者様1割(2割、3割)負担の料金

介護度	利用料金
要介護 1	445 円 (890 円・1,335 円) /回
要介護 2	511 円 (1,022 円・1,533 円) /回
要介護 3	577 円 (1,154 円・1,731 円) /回
要介護 4	641 円 (1,282 円・1,923 円) /回
要介護 5	708 円 (1,416 円・2,124+円) /回
個別機能訓練加算Ⅰイ	60 円 (120 円・180 円) /回
個別機能訓練加算Ⅱ	21 円(42 円・63 円) /月
介護職員処遇改善加算Ⅰ(イ) 所定単位数の5.9%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1.2%	
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1.1%	
科学的介護推進体制加算 43 円 (86 円・129 円) /月	
保険外通所 1回	6,000 円

※注意 一ヶ月の合計料金には若干の誤差が生じる事があります。

◆通所型サービス料金表 利用者様 1割 (2割、3割) 負担の料金

三鷹市

区分		
3時間以上	週1回	1,825円 (3,650円・5,475円)/月
	週2回	3,674円 (7,348円・11,022円)/月
科学的介護推進体制加算		43円 (86円・129円)/月

武蔵野市

区分		
3時間以上	送迎なし	404円 (808円・1,212円) /回
	送迎あり	447円 (894円・1,341円) /回
処遇改善加算 I		27円 (54円・81円) /回
介護職員等ベースアップ等支援加算		6円 (12円・18円) /回